

川西市立学校における 食物アレルギー対応の手引き

令和5年11月（令和6年9月一部改訂）

川西市教育委員会

は じ め に

近年、子どもを取り巻く生活環境や社会環境の急激な変化に伴い、全国的に食物アレルギーを有する児童生徒は増加・多様化しております。川西市の学校におきましても、食物アレルギーを有する児童生徒及びエピペンを所有する児童生徒は増加傾向にあります。また、学校で初めてアレルギー症状がでる事例も発生しており、食物アレルギー事故はいつどこで発生するかわからないため、事故防止はもちろんのこと、事故発生時の組織的な対応が求められています。

川西市ではこれまで、学校でのアレルギー対応について、学校やクラスにアレルギー疾患の子どもたちがいるという前提に立って、その安全性を確保すること、すなわちアレルギー疾患の子どもも安心し、安全に学校生活を送れるように、平成 27 年 8 月に「川西市立学校園アレルギー対応運用マニュアル」を作成し、運用してきました。また、中学校では完全給食の開始にあたり、令和 3 年 12 月に「川西市立中学校における食物アレルギー対応」を作成し、これまで運用してきました。

このたび、現在のアレルギー関係マニュアルをあらためて見直し、整理・統合した「川西市立学校における食物アレルギー対応の手引き（令和 5 年度改訂）」（以下、手引き）を作成しました。

学校においては、兵庫県教育委員会より示された「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」、文部科学省より示された「学校給食における食物アレルギー対応指針」、日本学校保健会より示された「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を基に、本手引きの十分な活用をお願いします。関係教職員及び児童生徒がアレルギー疾患について、正しい知識を持ち、適切なアレルギー対応を理解し、アレルギー疾患を有する児童生徒に指導上必要な配慮をしながら、保護者や主治医等と連携を図ることで安全・安心な学校生活につながるものと考えます。

最後に、本手引きの作成にご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 11 月

川西市教育委員会

I	川西市立学校における食物アレルギー対応の基本方針.....	1
1	対応の3つの柱.....	1
2	学校生活における食物アレルギー対応実施基準.....	1
II	食物アレルギー対応の実施体制.....	2
1	学校での食物アレルギー支援体制.....	2
2	アレルギー対応委員会の設置.....	2
3	教職員等の役割分担.....	3
4	食物アレルギー対応の取組.....	5
5	食物アレルギー対応の解除.....	7
6	学校給食における食物アレルギー対応.....	7
	(1) 特・小学校.....	9
	(2) 中学校.....	11
7	場合別の必要事項.....	14
	(1) 特・小学校.....	14
	(2) 中学校.....	14
8	教職員研修.....	15
9	児童生徒への指導方法.....	16
III	緊急時の対応.....	17
1	食物アレルギー緊急時対応マニュアル.....	17

I 川西市立学校における食物アレルギー対応の基本方針

学校においては、すべての児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることのできる環境づくりを推進する必要があります。

本手引きは食物アレルギー対応に関する内容としていますが、食物アレルギー以外のアレルギー対応についても、活用ください。

1 対応の3つの柱

(1) アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握と共有

- ・本手引き及び以下の資料・帳票の活用の徹底

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》	令和2年3月(公財)日本学校保健会
学校給食における食物アレルギー対応指針	平成27年3月文部科学省
学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版	平成27年2月文部科学省・(公財)日本学校保健会
学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル《平成28年度改訂》	平成29年3月兵庫県教育委員会
学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) (以下「学校生活管理指導表」)	様式2-1

(2) 日常の取組と事故予防

- ・学校生活管理指導表の「学校生活上の留意点」を踏まえた日常の取組
- ・組織対応による事故予防

(3) 緊急時の対応

- ・研修会・訓練等の実施
- ・体制の整備

2 学校生活における食物アレルギー対応実施基準

(1) 医師の診断・検査により食物アレルギーと診断され、特定のアレルゲン物質に対して対応の指示があること。

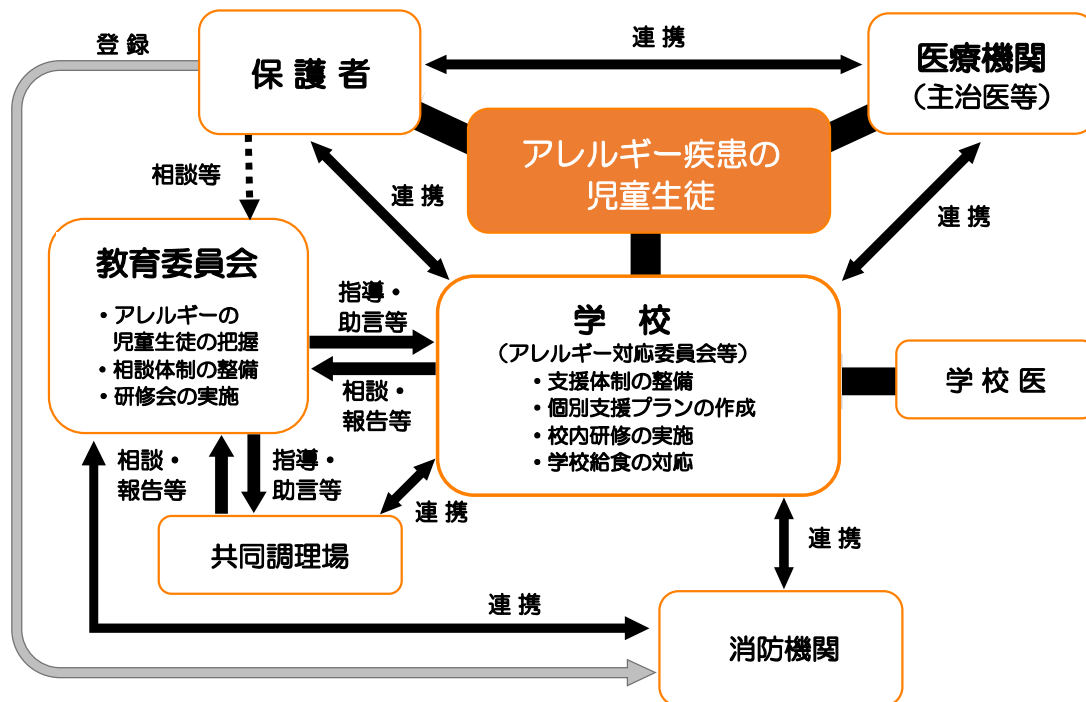
(2) 「学校生活管理指導表」またはそれに準じた診断書等が提出されていること。

(3) 原則として1年に1回は医療機関を受診していること。

(4) 家庭でも医師から指示された対応を行っていること。

Ⅱ 食物アレルギー対応の実施体制

1 学校での食物アレルギー支援体制



2 アレルギー対応委員会の設置

(1) 設置

学校は食物アレルギー対応について協議・決定するため、校長を責任者とし、関係者で組織するアレルギー対応委員会等（以下「対応委員会」とする）を校内に設置します。既存の委員会や組織で対応が可能であれば、新たに設置する必要はありません。

(2) 役割

- ・対象となる児童生徒ごとに個別支援プランを作成・検討・決定する。
- ・校内外の支援体制や救急体制を整備する。
- ・教職員全体の共通理解を図る。
- ・校内研修を実施する。
- ・取組を評価・検討し、個別支援プランの改善を行う。

(3) 構成〈例〉

校長、教頭、保健担当者、学年代表、学級担任、養護教諭、栄養教諭、調理師、部活動顧問等必要と思われる教職員（必要に応じ、学校医、主治医）

3 教職員等の役割分担

教職員は、それぞれの職種に応じた役割を担い、学校給食を含む学校生活全体や事故防止および事故時の対応について確認しておきます。

【 教職員の役割〈例〉 】

◎：主となって担う、○：ダブルチェックなどの確認作業、△：補佐・支援

	全体把握	給食対応	緊急時対応	*その他 学校生活
校長	◎	○	◎	○
教頭	◎	○	◎	○
保健主事（保健部長）・ 保健担当	◎	○	○	○
給食・食育担当		◎	○	○
学年主任（学年代表）・ 学級担任		◎	◎	◎
養護教諭		○	◎	○
栄養教諭		◎	○	△
調理師		◎	△	△
その他の教職員		○	○	○

* その他学校生活とは、食物・食材を扱う授業・活動や運動（体育・部活動）、宿泊等の校外活動など

【 教職員の主な役割の詳細〈例〉 】

校長	・校長のリーダーシップのもと、アレルギー疾患の児童生徒に対応するための組織が有効に機能するよう、校内外の体制を整備し、関係機関との連携を図る。 ・「個別支援プラン」の最終決定及び教職員の共通理解を図る。 ・保護者との面談の際、基本的な考え方を説明する。 ・事故・ヒヤリハットが発生した場合には、迅速に教育委員会へ報告する。 ・「個別支援プラン」、「学校生活管理指導表」等の管理をする。（保管場所は職員室等）
教頭	・校長の補佐、指示伝達、外部対応
保健主事(保健部長)・保健担当	・アレルギー疾患の児童生徒に組織的に対応するための連絡調整を行うとともに、アレルギー疾患の児童生徒の活動と学校全体との活動の調整や、関係機関との連携を図る。 ・「個別支援プラン（案）」の作成に当たって、取りまとめや意見の調整を行う。

給食・食育担当	・担任等と連携し、「個別支援プラン（案）」を作成する。 ・食物アレルギーのある児童生徒の実態を把握し、教職員の共通理解を図る。 ・担任や養護教諭、栄養教諭等と連携し、本人への食に関する指導や周りの児童生徒への指導を行う。 ・栄養教諭が配置されていない学校においては、調理師、中学校給食センターの栄養教諭等との連絡窓口として連携を図る。
学年主任（学年代表）・学級担任	・養護教諭等と連携し、「個別支援プラン（案）」を作成する。 ・保護者との面談等により、アレルギー疾患の児童生徒の情報を的確に把握する。 ・アレルギー疾患の児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう配慮する。 ・日常の健康観察から異常の早期発見、早期対応に努める。 ・給食の時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。 ・養護教諭や栄養教諭等と連携し、本人や周りの児童生徒へ保健指導や健康相談を行う。
養護教諭	・担任等と連携し、「個別支援プラン（案）」を作成する。 ・保護者との面談等により、アレルギー疾患の児童生徒の情報を的確に把握する。 ・主治医、学校医等、医療機関との連携の上での中核的な役割を果たす。 ・担任等と連携し、異常の早期発見、早期対応に努める。 ・アレルギー疾患に関する医学的な情報を教職員等に提供する。
栄養教諭	・担任等と連携し、「個別支援プラン（案）」を作成する。 ・保護者との面談等により、アレルギー疾患の児童生徒の情報を的確に把握する。 ・担任や養護教諭等と連携し、本人や周りの児童生徒への指導や相談を行う。 ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態に基づき、具体的な調理・配膳作業等を管理する。
調理師	・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を理解し、対応の内容を確認する。 ・栄養教諭等の調理指示のもとに、安全かつ確実に作業する。
その他の教職員	・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を情報共有する。 ・「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」等について共通理解を図る。 ・学級担任が不在のとき、サポートに入る教職員は、担任同様に食物アレルギーを有する児童生徒のアレルギー内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。

4 食物アレルギー対応の取組

食物アレルギーの児童生徒に対する取組は、転入学時、在学中に食物アレルギーが明らかになった時点から始まります。就学時健康診断、入学説明会での保護者からの申し出や保健調査、アレルギー調査、健康相談等で食物アレルギーの対応が必要な児童生徒を把握し、保護者や主治医、教職員等関係者の共通理解のもと、個別支援プランに基づいた取組を円滑に進めるとともに、対応の見直しや評価を行い、改善していくことが大切です。

◆取組の流れ〈例〉

(1) 食物アレルギーがあり配慮・管理の必要な児童生徒の把握 ○就学時健康診断 ○入学説明会 ○保護者からの相談 ○保健調査票、健康診断等 ○前学校からの申し送り ○食物アレルギーに関する調査票・聞き取り票	【様式 1】
(2) 学校生活管理指導表、緊急時個別対応カードの提出依頼	【様式 2】
(3) 情報収集（保護者との面談等） ○食物アレルギーに関する調査票、学校生活管理指導表及び緊急時個別対応カードの記載内容を関係職員と保護者で確認 ○家庭での対応状況、本人の理解度、緊急時の対応等を確認	【様式 3】
(4) 個別支援プランの作成（対応委員会の開催） ○学校生活管理指導表に基づき対応委員会において取組の検討 ○個別支援プランの作成（中学校は中学校給食センターとプランの共有） ○校内外の支援体制や救急体制の整備 ●学校が対応を決定する	【様式 4】 給食開始までに (1)～(6)を完了しておく
(5) 対応の確認（保護者との面談等） ○個別支援プランを関係職員と保護者で確認 （保護者署名後の個別支援プランは学校で保管） ○学校医、主治医との連携体制の構築	
(6) 教職員の共通理解、校内研修 ○個別支援プラン ○研修の実施 ○食物アレルギー緊急時対応マニュアル等の共通理解体制づくり	
(7) 個別支援プランに基づいた取組の実施 ○校外行事・宿泊を伴う行事等において必要に応じ保護者と面談	
(8) 評価・対応の見直し、次年度に向けた準備 ○取組の評価、対応の見直し ○次年度に活用する学校生活管理指導表等を配布	【様式 5】 【様式 6】

◆実施までの手続きの流れ〈例〉

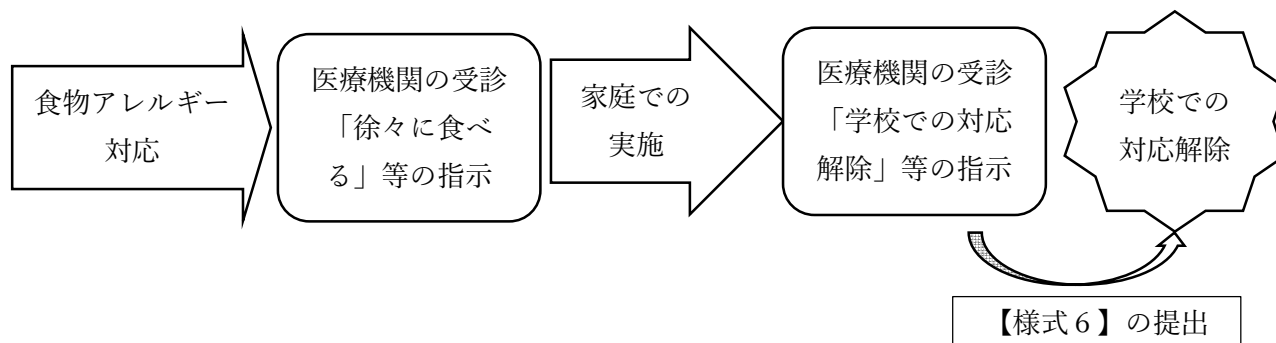
月	新小 1	新中 1 (小 6：在籍小学校経由)	在校生
前年度 10 月～11 月	○「学校給食におけるアレルギー対応について」配布（就学時健康診断の配布資料）【別紙 1】 ○就学時健康診断票のアレルギーの欄に記載がある対象者に「食物アレルギーに関する調査票」の配付もしくは聞き取り【様式 1 特・小】	○食物アレルギーに関する調査（電子管理）【様式 1 中】	
10 月～12 月	○「学校生活管理指導表」「緊急時個別対応カード」配付【様式 2 - 1、様式 2 - 2】	○「学校生活管理指導表」「緊急時個別対応カード」配付【様式 2 - 1、様式 2 - 2】	
1 月～3 月 入学説明会等	○「学校生活管理指導表」等回収 ○情報収集（保護者との面談等）【様式 3 特・小】 ○「個別支援プラン」作成・対応検討【様式 4 特・小】	○「学校生活管理指導表」等回収 ○情報収集（保護者との面談等）【様式 3 中】 ○「個別支援プラン」作成・対応検討【様式 4 中】 ○「内容確認用献立表」「食物アレルギー対応食献立確認表」「個人対応確認表」配付【様式 9、10、11】	○「学校生活管理指導表」等の継続確認【様式 5】
4 月	○対応の確認【様式 4 特・小】（保護者との面談等） ○「小学校食物アレルギーチェック用献立表」配付【様式 7】 ○川西市学校給食（停止・再開）届の提出依頼 ○配合内容表は市ホームページを確認するよう依頼	○対応の確認【様式 4 中】（保護者との面談等） ○川西市学校給食（停止・再開）届の提出依頼 ○配合内容表は市ホームページを確認するよう依頼	○アレルギー面談（必要時）
給食の時間	○様式 7（小学校）、様式 10、11（中学校）により、料理を「食べる・食べない」の確認 ○家庭より持参する弁当等を把握し、適切に対応 万が一、事故・ヒヤリハットが発生した場合は様式 14、15、16 のいずれかを作成し、教育委員会へ報告する。また再発防止のために、教職員で情報共有を行う。		

※年度途中に食物アレルギー対応に変更がある場合は、学校生活管理指導表の再提出を依頼し、対応委員会で協議し、個別支援プランの変更を行う。

※新規発症及び転入生については新入生同様の対応を迅速に行う。

5 食物アレルギー対応の解除

食物アレルギー対応を解除する際には事故も起こりやすく、十分な注意が必要です。そのため、医療機関で、学校での対応が必要でない旨の指示を受け、学校へ除去解除申請書【様式6】の提出を必要とします。



6 学校給食における食物アレルギー対応

川西市は特・小学校は単独調理場方式（自校調理）、中学校は共同調理場方式（給食センター）で学校給食を実施しています。

食物アレルギー対応は、医師の診断に基づき、学校生活管理指導表等の提出後、校内で個別支援プランを作成し、個別支援プランにより行います。発注停止措置以外の食物アレルギー対応の内容は特・小学校と中学校で異なるため、校種における内容（P9～P13）を十分に確認し、対応をしてください。なお、給食費の取扱については、川西市学校給食費の徴収等に関する規則により定められたとおりとします。

個別支援プラン【様式4】の本人対応（本人による除去）とは？

「本人による除去」は学校が行う「食物アレルギー対応」ではありません。
「本人による除去」のみの場合は個別支援プランの作成は不要です。
ただし、「本人による除去」のほかに別の「食物アレルギー対応」がある場合には個別支援プランを作成するため、参考事項として「本人による除去」の欄に必要な食品名を記載します。

例：配膳された八宝菜から本人がえびだけを取り除いて食べる。
→「本人による除去」

例：八宝菜の配膳時に教職員や給食当番が八宝菜のえびを取り除いて配膳する。
→「本人による除去」には当たりません。
また、調理や配膳の途中でかけらが混ざり込む可能性があり、教室では確実な除去が不可能なため、学校としてこのような対応は実施できません。

例：八宝菜の代わりに弁当を持参したい。
→「食物アレルギー対応」となるため、学校生活管理指導表等の提出が必要となります。

	特・小学校	中学校
帳票の種類	・ 小学校食物アレルギーチェック用献立表【様式 7】 ・ 除去食一覧表【様式 8】	・ 内容確認用献立表【様式 9】 ・ 食物アレルギー対応給食確認表【様式 10】 ・ 個人対応確認表【様式 11】 (主に対応 28 品目以外の食物アレルギー対応に使用) ・ アレルギー対応給食配膳受渡し確認表【様式 12】
前々月下旬 ～前月上旬		給食センターは学校経由で【様式 9、10】を保護者へ配付 学校は【様式 11】を保護者へ配付
前月上旬～ 前月中旬	学校は【様式 7】を保護者へ配付	保護者は食物アレルギー対応についてチェックして【様式 10】を学校経由で給食センターへ提出 【様式 11】は学校へ提出
前月中旬～ 前月下旬	保護者は食物アレルギー対応、除去食の対応方法についてチェックして学校へ提出	
前月末	校内で対応を確認し、教職員で対応を共有 【様式 8】を作成	校内で対応を確認し、教職員で対応を共有 給食センターは【様式 12】を学校へ配付
対応日当日	除去食の調理、配膳は【様式 8】を確認し、調理から配膳まで連携して行う。 除去食以外の対応については、当該児童が給食を食べる前に、配膳等食物アレルギー対応を栄養教諭、担任等で確認する。	学校は【様式 12】を確認し、除去食、代替食の受渡を行う。 対応 28 品目以外の食物アレルギー対応については【様式 11】で、配膳等アレルギー対応を担当等で確認する。

※食材の配合内容は市ホームページに掲載

<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/1017448/1000803/kyusyoku/haigoutiran.html>

(1) 特・小学校

ア 実施献立について

(ア) 対応対象とするアレルゲン

卵（鶏卵及びうずらの卵、マヨネーズ）

(イ) 実施するアレルギー対応食の種類

除去食 → 対象献立からアレルゲンを除去して提供

対応方法	アレルゲン
除去食	卵
献立不使用	くるみ、そば、落花生、アーモンド、あわび、いくら、カシューナッツ、キウイフルーツ、マカダミアナッツ、やまいも、びわ

イ 調理から配膳までにおける留意事項

(ア) 調理

- 除去食の実施については、作業動線図や作業工程表に記入し、調理員が打ち合わせを十分に行う。
- 給食調理室において、除去すべき原因食品が、他の食品に混入しないように注意する。
- 除去食は、除去すべき原因食品を入れる直前に配食する。また、除去する食品によっては、別鍋などに取り分けて調味し再加熱する。
- 除去食で、調理法が異なる場合は、あらかじめ使用する食材を別に確保しておき、小鍋で調理して除去食を作る。
- 除去食は、その後のアレルギー症状の発症の可能性があるため、必ず保存食の採取を行う。
- 複数の調理担当者による確認を確実に行う。
- 除去食も必ず検食を行ってから提供する。

(イ) 盛付

- 盛付時には、食器に青色の養生テープを使用し食札を付け、誤配がないよう注意する。
- 除去食を区別するために、ピンク色の食器を使用する。
- ピンク色の食器には除去食のみを盛りつける。（複数盛りつける献立の場合も、給食室では除去食のみ盛りつける。）
- 除去食には異物の混入や運搬時の落下を防ぐために蓋をかぶせる。

(ウ) 受取

- a 取り違えのないよう注意し、配膳室・給食室で調理員から担任（引率者）または本人へ手渡す。手渡しの際に、声出し、指さし確認などダブルチェックを行う。

(エ) 教室での配膳

- a 受け取った除去食を教室まで運んだ後、平皿にもう 1 品盛りつける必要がある場合は、該当児童への盛りつけを一番に行うことで、他の献立の混入を避ける。盛りつけた後はすみやかに蓋を閉め、自分の机の上に置く。その後、通常の配膳を開始する。「いただきます」をするまで蓋は開けない。

例：チキンカツ（除去食）とサラダの場合

- b 除去食及び同一の平皿に盛られている献立のおかわりはしない。量が必要な場合は、配膳の時点であらかじめ多く盛りつける。
- c ピンク色の食器を使用する日は、該当児童は通常のクリーム色の食器は使用しない（食器かごに残しておく）。
- d 喫食前に、該当児童に配膳されている献立に誤りないか最終確認をする。
- e 食札を付着させたテープの剥離による異物混入には十分注意する。

(オ) その他の留意事項

- a 除去食がマヨネーズを使用する料理の場合は、必要に応じてドレッシング等の持参を依頼する。
- b 学校で使用している調理器具等で調理されているものを食べて重篤な症状を引き起こす可能性がある場合は、家庭からの代替食や弁当の持参を依頼する。

卵除去食使用食器類



(2) 中学校

【中学校給食における食物アレルギー対応の取組】

- ・除去食に加え、代替食またはアレルゲン不使用食の提供により、生徒全員喫食に向けた取組を推進する。
- ・食物アレルギー対応調理室を有効に活用しながら、安全かつ無理のない献立及び調理を実施し、食物アレルギーに起因する誤食等を最大限抑制する。

ア 実施献立について

(ア) 対応対象とするアレルゲン（全 28 品目）

特定原材料（8 品目）

えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生

特定原材料に準ずるもの（20 品目）

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、
キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、
マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

※ 卵のうち対応対象とするのは鶏卵及びうずらの卵、マヨネーズとする（以下同じ）

(イ) 実施するアレルギー対応食の種類及びアレルゲン対応分類

a 除去食

→対象献立からアレルゲンを除去して提供

b 代替食

→アレルゲン除去では成立しない献立（例：使用材料そのものがアレルゲンの場合、さばの塩焼きなど）の場合、代替する食材を使用して提供

c アレルゲン不使用食

→アレルゲンを使用しない献立で提供

対応方法	アレルゲン
除去食または 代替食	えび、かに、小麦、卵、乳、いか、牛肉、ごま、さけ、さば、 大豆、鶏肉、豚肉
献立不使用	くるみ、そば、落花生、アーモンド、あわび、いくら、オレンジ、 カシューナッツ、キウイフルーツ、バナナ、マカダミアナ ッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、びわ

★下表の調味料等については、アレルゲン 28 品目が含まれているものであっても除去食・代替食の対応は行わない。

分類	除去食・代替食の対象外となるもの	アレルゲン
添加物	卵殻カルシウム、乳清焼成カルシウム、乳糖	卵、乳
調味料	味噌、酢、醤油、大豆油、ゴマ油	小麦、大豆、ごま
だし	魚醤、いりこだし、かつおだし、エクス	魚類、肉類

(ウ) 献立作成上の留意事項

a 食材選定

- ・加工品を使用する場合は、できる限りアレルゲンを含まないものを使用する。

b 献立作成

- ・安全性と施設規模を考慮し、除去食または代替食は 1 日あたり 7 品目、100 食までとする。
- ・複数の副食に同じアレルゲンを使用しない。
- ・揚げ物のつなぎに卵は使用しない。
- ・乳、卵、小麦、えび、かにを献立に使用する場合、これらが使用されていることが明確な献立名称を用いる。
- ・大豆油は使用しない。

イ 調理から配膳までにおける留意事項

(ア) 調理・配送

- 食物アレルギー対応食（以下、「対応食」という。）は食物アレルギー対応調理室内で調理から配缶までを行う。
- 対応食は、個人専用の保温ジャーに配缶し、食物アレルギー専用食器*¹ とセットして対応食専用ケース*² に入れる。
- コンテナに積み込む際には、中学校給食センター栄養教諭、対応食配缶担当者、コンテナ最終確認者の 3 者にて確認を行い、当該 3 者が完了サインを記入する。
- コンテナ外側には、対応食専用ケース*² が乗っていることが分かるように表示する。
- 配送員は c の確認作業完了サインを確認した後、配送校へ向かう。

(イ) 学校での受取りと配膳

- 食物アレルギー対応統括責任者*³ と配膳室担当教員*⁴ は、食物アレルギー対応給食確認表【様式 10】を使用し、当該給食実施日における対応食対象生徒を把握する。
- コンテナ到着時、配送員は配膳員に対応食専用ケース*² を受け渡し、配膳員は対応食専用ケース*² の確認を行う。
- 配膳員は配膳室担当教員*⁴ へ対応食専用ケース*² を受け渡し、配膳室担当教員*⁴ は対応食専用ケース*² の確認を行う。

- d 給食指導担当教員*⁵は喫食前に対象生徒へ対応食専用ケース*²を受け渡し、対応食の内容確認を両者で行い、給食指導担当教員*⁵が確認のもとで、対象生徒が対応食を保温ジャーから食物アレルギー専用食器*¹に移す。
- e 周囲からのアレルゲンの飛び跳ねに注意し、必要に応じて座席を変更する。

*¹ 食物アレルギー専用食器:食物アレルギー対応食専用のピンク色の食器。対応食に応じ、飯碗、汁碗、仕切り皿の3種類。

*² 食物アレルギー対応食専用ケース: 個人専用の保温ジャー、食物アレルギー専用食器を入れる容器。外側に学校名、年、組、氏名を記載。

*³ 食物アレルギー対応統括責任者: 学校管理職等で在籍生徒の食物アレルギー対応を指揮監督する者。

*⁴ 配膳室担当教員:配膳室での食物アレルギー対応食専用ケースの受け渡しを担当する教員。

*⁵ 給食指導担当教員: 教室内で給食指導を担当する教員。

対応食専用ケース*²



アレルギーラベル

▲/▲ (月)

献立名: ワンタンスープ → ビーフンスープ

除去食材: ワンタン(皮) → ビーフン

●●中 1-3 ○○○○

▲/▲ (月)

献立名: かんぴょうの炒め煮

除去食材: 豚バラ → かまぼこ

●●中 1-4 ○○○○

7 場合別の必要事項

乳糖不耐症や食物アレルギー以外の疾患により学校給食で対応が必要な場合は医師の診断書の提出を求め、必要に応じて面談を行います。

また、学校給食での対応が不要でも、調理実習や校外活動等での対応が必要な場合は、学校生活管理指導表等の提出を依頼し、必要に応じて面談を行います。

(1) 特・小学校

	アレルゲン	食物アレルギーに関する調査	学校生活管理指導表の提出	面談	個別支援プラン	小学校食物アレルギーチェック用献立表
エピペンを学校に持参		○	○	○	○	
学校給食で対応が必要	卵	○	○	○	○	○
	卵以外	○	○	○	○	△
学校給食での対応は不要	例：そば	○	△	△	△	
アレルギーなし		×	×	×	×	

○：必要 △：必要に応じて ×：不要

(2) 中学校

	アレルゲン（別表参照）	食物アレルギーに関する調査(電子)	学校生活管理指導表の提出	面談	個別支援プラン	内容確認用献立表	食物アレルギー対応給食確認表	個別対応確認表
エピペンを学校に持参		○	○	○	○			
学校給食で対応が必要	使用13品目	○	○	○	○	○	○	×
	28品目以外のみ	○	○	△	○	○	×	○
学校給食での対応は不要	不使用15品目のみ 例：そば	○	△	△	△			
アレルギーなし		○	×	×	×			

○：必要 △：必要に応じて ×：不要

(別表)

使用 13 品目	えび、かに、小麦、卵、乳、いか、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、豚肉
不使用 15 品目	くるみ、そば、落花生、アーモンド、あわび、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、バナナ、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、びわ
28 品目以外	上記以外のアレルゲン 例：きゅうり、たけのこ、なす、ゴーヤ、もやし など

8 教職員研修

食物アレルギーを有する児童生徒について、教職員が正しく理解して情報を共有するとともに、誰もが緊急時に対応するために校内研修を実施します。

該当する児童生徒がいない場合においても対応委員会にて企画・立案し、緊急時に備え、毎年、計画的に実施します。

研修内容〈例〉

○食物アレルギーの基本的な知識・理解

- ・食物アレルギー（定義・頻度・原因・症状・治療）
- ・アナフィラキシー（定義・頻度・原因・症状・治療）

○校内及び関係機関との連携体制の構築

- ・幼稚園、認定こども園、保育所、中学校等、異なる校種の連携
- ・当該児童生徒に対する個別指導
(保護者と連携して食べて良いもの、いけないものを自覚させる)

○日常生活での配慮事項

- ・給食や給食以外での配慮事項
- ・当該児童生徒以外の児童生徒への説明・協力

○緊急時の対応

- ・発症時の症状と対応の仕方（教職員の役割分担）
- ・緊急対応訓練（シミュレーション研修、消防機関や医療機関との連携）
- ・エピペンの使い方、エピペンの保持者と保管場所の確認

研修時期

- ・年度初め（学校給食を実施している場合は給食開始日まで）に、必ず教職員全員の共通理解を図ります。
- ・校外行事や宿泊を伴う行事の前など必要に応じて研修を実施します。

校内研修の実施にあたっては、以下の資料を活用してください。

- ①学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》
(令和2年3月(公財)日本学校保健会)
- ②学校給食における食物アレルギー対応指針(平成27年3月文部科学省)
- ③学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版(平成27年2月文部科学省・(公財)日本学校保健会)
- ④DVD「学校におけるアレルギー疾患対応資料」(平成27年3月文部科学省・(公財)日本学校保健会)
- ⑤エピペントレーナー(平成27年3月文部科学省から配布)
- ⑥学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル《平成28年度改訂》(平成29年3月兵庫県教育委員会)

9 児童生徒への指導方法

食物アレルギーを有する児童生徒が安全・安心で楽しい学校生活を送るためには、本人が自分の状況や食物アレルギーに対してを知ることがもちろん、他の児童生徒からも理解や協力が得られるよう配慮することが重要です。その際、保護者の意向やプライバシーに配慮しながら、発達段階に応じて、食物アレルギーを理解できるような指導を行うことも大切です。また、本人に対しても、食品表示(学校給食献立表の成分表なども含む)を読み取る指導等を学校や家庭においても行い、自己管理能力を育成するとともに、体調に異常を感じた時に、状況に応じて適切に対処する力を育むことも大切です。

※指導内容〈例〉

周りの児童生徒への指導内容	・アレルギーという疾患の理解 ・だれにでも起こる可能性がある疾患であるということ ・食物アレルギーは単なる好き嫌いや偏食とは異なり、他の人には何でもない食品が、人によっては命の危険に関わる可能性があるということ ・対象児童生徒の症状や原因物質、周囲の人たちの協力について ・緊急時処方薬等、薬の正しい理解と協力について
本人への指導内容	・アレルギーという疾患の理解 ・アレルギーに伴う不安を取り除くこと ・規則正しい生活の大切さについて ・自分のアレルギーを認識させること ・自分のアレルギーの対処法について自分で判断する必要があるということ

Ⅲ 緊急時の対応

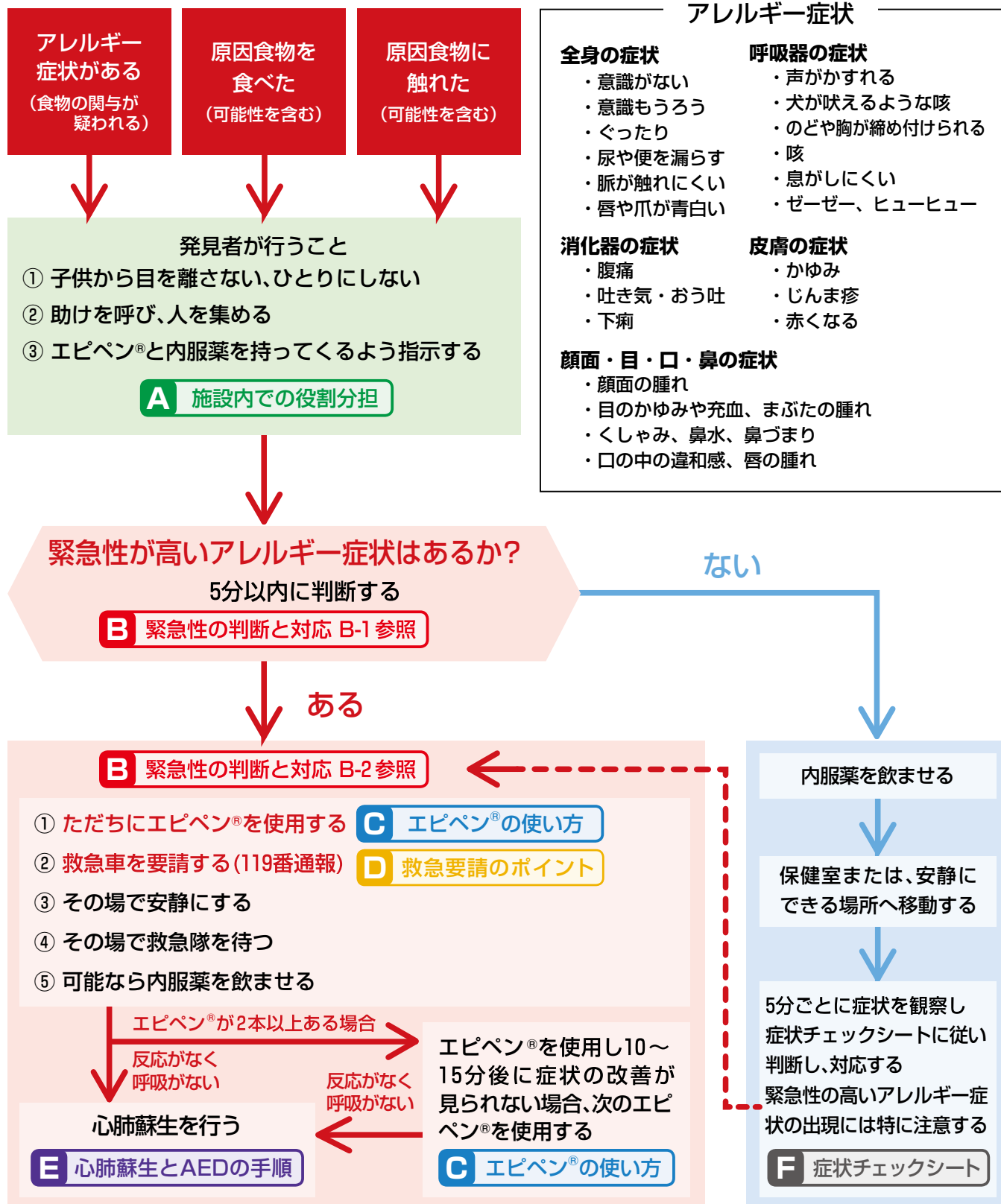
1 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

緊急の対応を要する事態は学級担任や養護教諭の前で起こるとは限りません。また、これまでの報告から、食物アレルギー症状がなかった児童生徒が、給食後の運動誘発等により、初めてアレルギー症状が現れる初発事例が報告されています。つまり、いつ、どこで、だれが、アナフィラキシーを起こすかわからないと捉え、給食対応を要する児童生徒がいるいなしに関わらず、どの学校でも、誰が発見者になった場合でも、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」に沿った適切な対応がとれるようにしておくことが大切です。

「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」の「症状チェックシート」または「緊急時対応経過記録表【様式 13】」を複数枚用意して、症状を観察するときの記録用紙として使用してください。

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順



A

施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う

管理・監督者（校長など）

- ☐ 現場に到着次第、リーダーとなる
- ☐ それぞれの役割の確認および指示
- ☐ エピペン[®]の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

発見者「観察」

- ☐ 子供から離れず観察
- ☐ 助けを呼び、人を集める（大声または、他の子供に呼びに行かせる）
- ☐ 教員・職員 A、B に「準備」「連絡」を依頼
- ☐ 管理者が到着するまでリーダー代行となる
- ☐ エピペン[®]の使用または介助
- ☐ 薬の内服介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

教員・職員 A「準備」

- ☐ 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を持ってくる
- ☐ エピペン[®]の準備
- ☐ AEDの準備
- ☐ 内服薬の準備
- ☐ エピペン[®]の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

教員・職員 B「連絡」

- ☐ 救急車を要請する（119番通報）
- ☐ 管理者を呼び
- ☐ 保護者への連絡
- ☐ さらに人を集める（校内放送）

教員・職員 C「記録」

- ☐ 観察を開始した時刻を記録
- ☐ エピペン[®]を使用した時刻を記録
- ☐ 内服薬を飲んだ時刻を記録
- ☐ 5分ごとに症状を記録

教員・職員 D～F「その他」

- ☐ 他の子供への対応
- ☐ 救急車の誘導
- ☐ エピペン[®]の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン®を打つ！ ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- ☐ のどや胸が締め付けられる
 - ☐ 声がかすれる
 - ☐ 犬が吠えるような咳
 - ☐ 息がしにくい
 - ☐ 持続する強い咳き込み
 - ☐ ゼーゼーする呼吸
- (ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- ☐ 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン®を使用する！

→ **C** エピペン®の使い方

② 救急車を要請する(119番通報)

→ **D** 救急要請のポイント

③ その場で安静にする(下記の体位を参照)

立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エピペン®を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する(2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → **E** 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する
緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

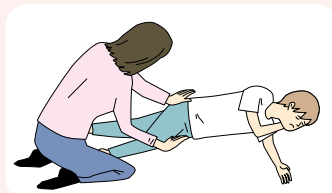
安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン[®]を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

“ダー” で握る!

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン[®]の先端
(オレンジ色の部分)を軽くあて、
“カチッ”と音がするまで強く押し
あてそのまま5つ数える

**注射した後すぐに抜かない!
押しつけたまま5つ数える!**

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン[®]を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、
マッサージする

介助者がいる場合

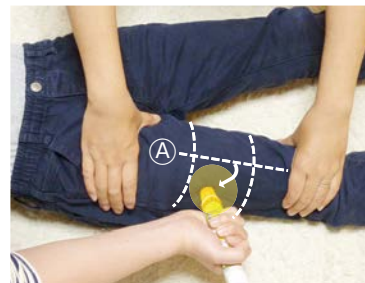


介助者は、子供の太ももの付け根と膝を
しっかり抑え、動かないように固定する

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中 (A) よりやや外側に注射する

仰向けの場合



座位の場合



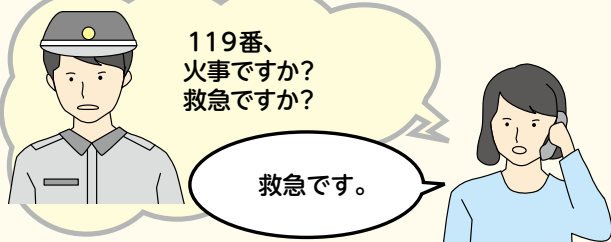


救急要請（119番通報）のポイント

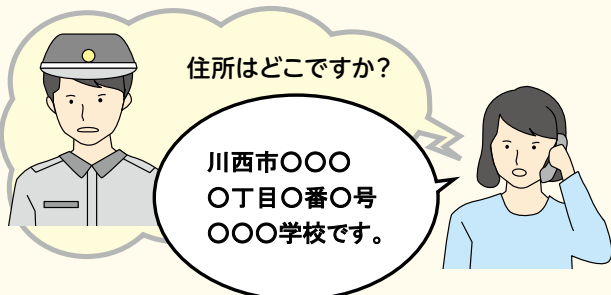
◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



①救急であることを伝える

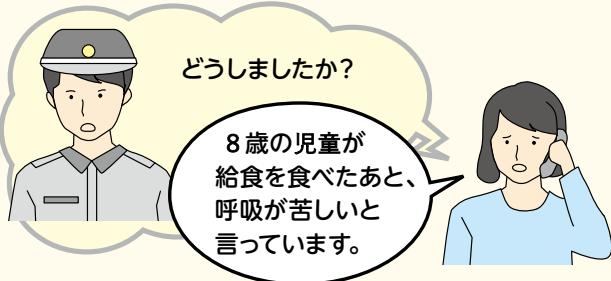


②救急車に来てほしい住所を伝える



住所、施設名をあらかじめ記載しておく

③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える

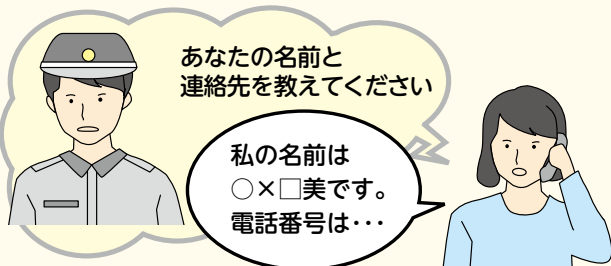


エピペン[®]の処方やエピペン[®]の使用の有無を伝える

★川西市消防本部へ救急支援情報を登録している児童生徒の場合は、通報時に、登録番号を伝えておく

④通報している人の氏名と連絡先を伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える



※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある

- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- ・その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける

①反応の確認

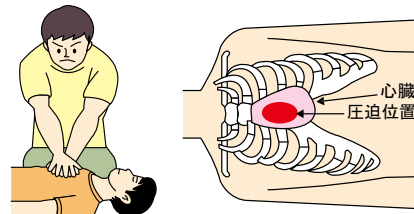
肩を叩いて大声で呼びかける
乳幼児では足の裏を叩いて呼びかける

反応がない

②通報

119番通報とAEDの手配を頼む

【胸骨圧迫のポイント】



- ◎強く（胸の厚さの約1/3）
- ◎速く（100～120回/分）
- ◎絶え間なく（中断を最小限にする）
- ◎圧迫する位置は「胸の真ん中」

③呼吸の確認

10秒以内に胸とお腹の動きを見る

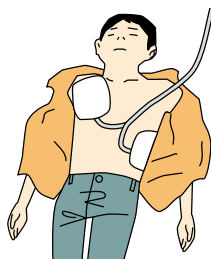


【人工呼吸のポイント】

- 息を吹きこむ際
- ◎約1秒かけて
- ◎胸の上がりが見える程度

普段通りの呼吸をしていない

※普段通りの呼吸をしているようなら、観察を続けながら救急隊の到着を待つ



【AED 装着のポイント】

- ◎電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する
- ◎電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等でふき取る
- ◎6歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る。なければ成人用電極パッドで代用する

④必ず胸骨圧迫！ 可能なら人工呼吸！

30:2

ただちに胸骨圧迫を開始する
人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う



【心電図解析のポイント】

- ◎心電図解析中は、子供に触れないように周囲に声をかける

⑤AEDのメッセージに従う

電源ボタンを押す
パッドを貼り、AEDの自動解析に従う



【ショックのポイント】

- ◎誰も子供に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す

◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する

◆ の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン[®]を使用する

(内服薬を飲んだ後にエピペン[®]を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻(時 分) 内服した時刻(時 分) エピペン[®]を使用した時刻(時 分)

全身の
症状

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

呼吸器
の症状

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸

- ☐ 数回の軽い咳

消化器
の症状

- ☐ 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

- ☐ 中等度のお腹の痛み
- ☐ 1～2回のおう吐
- ☐ 1～2回の下痢

- ☐ 軽いお腹の痛み(がまんできる)
- ☐ 吐き気

目・口・
鼻・顔面
の症状

- ☐ 顔全体の腫れ
- ☐ まぶたの腫れ

- ☐ 目のかゆみ、充血
- ☐ 口の中の違和感、唇の腫れ
- ☐ くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の
症状

- ☐ 強いかゆみ
- ☐ 全身に広がるじんま疹
- ☐ 全身が真っ赤

- ☐ 軽度のかゆみ
- ☐ 数個のじんま疹
- ☐ 部分的な赤み

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエピペン[®]を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

B 緊急性の判断と対応 B-2参照

ただちに救急車で
医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、エピペン[®]を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、
5分ごとに症状の変化を観察し、 の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン[®]を使用する

速やかに
医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

安静にし、
注意深く経過観察

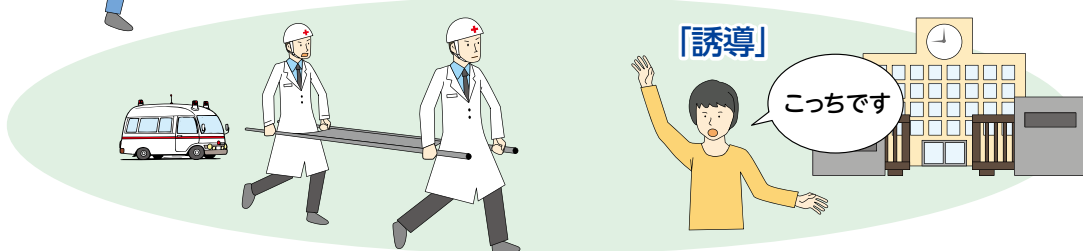
緊急時に備えるために

本マニュアルの利用にあたっては、下記の点にご留意ください。

- ☆ 保育所・幼稚園・学校では、食物アレルギー対応委員会を設置してください。
- ☆ 教員・職員の研修計画を策定してください。川西市等が実施する研修を受講し、各種ガイドライン※を参考として校内・施設内での研修を実施してください。
- ☆ 緊急対応が必要になる可能性がある人を把握し、生活管理指導表や取組方針を確認するとともに、保護者や主治医からの情報等を職員全員で共有してください。
- ☆ 緊急時に適切に対応できるように、本マニュアルを活用して教員・職員の役割分担や運用方法を決めておいてください。
- ☆ 緊急時にエピペン®、内服薬が確実に使用できるように、管理方法を決めてください。
- ☆ 「症状チェックシート」は複数枚用意して、症状を観察する時の記録用紙として使用してください。
- ☆ エピペン® や内服薬を処方されていない（持参していない）人への対応が必要な場合も、基本的には「アレルギー症状への対応の手順」に従って判断してください。その場合、「エピペン® 使用」や「内服薬を飲ませる」の項は飛ばして、次の項に進んで判断してください。

※ 各種ガイドライン

- ・ 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（財団法人日本学校保健会発行）
- ・ 「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省発行）
- ・ 「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」（兵庫県教育委員会発行）



【発行】川西市教育委員会

※このマニュアルは、東京都の許諾を得て、東京都健康安全研究センター発行の「食物アレルギー緊急時対応マニュアル（2022年 1 月版）」を掲載しています（一部改変）。【承認番号 5 健研健第 3 4 1 7 号】